

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途状況についてお知らせします

平成 26 年 4 月 1 日より消費税率が 5%から 8%へ引き上げられ、その後平成 30 年 10 月より 8%から 10%へと再度引き上げられたことに伴い、国から交付される地方消費税交付金も 1%から 1.7%、1.7%から 2.2%へと引き上げられました。この地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、全て「社会保障施策に要する経費」に充てるものとされており、令和 4 年度予算において、地方消費税交付金（社会保障財源化分）を充てる予定の社会保障施策に要する経費は次のとおりです。

○ 令和 4 年度予算額
【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分）3 億 4, 2 1 2 万円 【歳出】社会保障施策に要する経費 4 3 億 1, 7 7 7 万円

区 分		事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	うち社会保障財源分の地方消費税交付金
			国・道支出金	その他		
社会福祉	障がい者に対する給付費、子ども・子育て支援に要する経費など	22 億 6,649 万円	12 億 9,509 万円	7,350 万円	8 億 9,791 万円	1 億 3,326 万円
社会保険	国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金など	6 億 6,420 万円	1 億 5,034 万円	220 万円	5 億 1,249 万円	6,328 万円
保健衛生	救急医療確保、医師確保対策など 町立病院事業会計への繰出金、各種予防接種に要する経費など	13 億 8,708 万円	1,082 万円	1,039 万円	13 億 6,587 万円	1 億 4,558 万円
合 計		43 億 1,777 万円	14 億 5,625 万円	8,609 万円	27 億 7,627 万円	3 億 4,212 万円

※円単位のをを四捨五入し万円単位で表記していますので、合計の額が一致しない場合があります。